

(仮称) 馬揚山風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見

1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民や地元自治会等の理解が不可欠であることから、周辺住民等に対して十分なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会に対しても事業の進捗状況等を適宜報告し情報共有するなど、相互の意思疎通に最大限努めたうえで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく示すこと。
また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）手続の段階や評価書手続の終了後においても、周辺住民等の求めに応じて説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明や誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
さらに、周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、事業による環境影響を適切に予測及び評価し、最大限の環境保全措置を講ずること。
- (2) 環境影響の予測及び評価にあたっては、事業計画における不確定な要素をできるだけ排除し、精度を高めることが重要であることから、事業計画の内容を更に確実なものとする事。
また、不確定な要素がある場合には、評価書へ具体的に記載するとともに、当該要素を十分に考慮したうえで環境影響の予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の実施にあたっては、環境負荷の更なる低減のため、工事実施時や施設稼働時において最新と思われる技術及び工法等を採用すること。
- (4) 今後、事業計画の変更があり、既存の環境影響の予測及び評価に影響を与えるおそれがある場合や、現時点では不確定な要素があり、計画が具体化していない箇所であって、今後、詳細な内容が決定した場合などについては、改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を適切に講ずること。
- (5) 事業の実施にあたり、環境影響評価の段階では予測し得なかった環境影響や想定外の事象が生じた場合には、必要に応じて関係者等と協力し、誠実かつ速やかな原因究明を行うとともに、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。
また、風力発電機は、長期に渡り稼働させる計画であることから、適切な維持管理を徹底し、経年劣化による不具合等により、周辺住民や周辺環境への影響が生じないようにすること。
- (6) 講ずるとしている環境保全措置の具体的な実施スケジュールを計画し、評価書へ具体的に記載すること。
また、工事にあたっては、工事業者等の関係者に対する指導・監督を徹底し、環境保全措置の確実な履行を確保すること。
- (7) 評価書の作成にあたっては、環境影響の予測及び評価に使用した数値や調査地点などの設定根拠を具体的に記載し、平易な表現や図等を用いるなど、縦覧する周辺住民等が分かりやすい内容とすること。
また、評価書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民等が容易に縦覧できる場所

で行うなど、縦覧しようとする周辺住民等の利便性向上を図るとともに、縦覧期間終了後においても、事業計画の概要資料のインターネット公開や、最寄りの公共施設に概要資料の設置を行うなど、周辺住民等への事業計画の周知徹底を図ること。

- (8) 対象事業実施区域には、土砂流出防備保安林、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所が含まれることから、樹木の伐採や土地の改変は最小限に留めるとともに、風力発電機の設置にあたっては、地盤や地層等を十分に調査・確認し、土砂災害が生じないようにすること。

なお、工事実施時や施設稼働時に土砂災害が発生した場合における復旧方法や連絡体制等について検討し、評価書へ具体的に記載すること。

- (9) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、電蝕による火災等が発生していることから、事故等の未然防止のための安全対策及び点検方法・頻度、事故等が発生した場合における復旧方法や連絡体制等について検討し、評価書へ具体的に記載すること。

- (10) 対象事業実施区域の周辺では、「(仮称)芝山・大黒山風力発電事業」や「(仮称)いわき太陽光発電事業」など、他の発電事業が計画されており、「騒音」、「超低周波音」、「水の濁り」、「土砂災害」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」などの環境影響が累積的かつ複合的なものになるおそれがあることから、他の発電事業者や工事業者等と十分な情報共有を図りながら、最大限の環境保全措置を適切に講ずること。

- (11) 風力発電機の耐用年数経過後における取扱いの判断にあたっては、あらかじめ事業継続の可否を判断するための基準を明確化しておくとともに、事業を継続する場合には、周辺住民等への説明を行うこと。

- (12) 対象事業実施区域は比較的降雨量の多い地域であり、近年の気象状況等を踏まえると、局地的大雨等により、令和3年7月伊豆山土砂災害のような大規模な土砂災害の発生も懸念されることから、工事の実施にあたっては、過去の雨量データの最大値を用いた排水対策、土砂流出対策及び濁水発生対策を適切に講ずるとともに、許容量を超える土砂の搬入や、不適切な盛土等を回避すること。

2 個別的事項について

【大気質・騒音】

- (1) 工事期間中の走行ルートとされている主要地方道いわき上三坂小野線などにおいて、工事関係車両（大型車）の交通量が現況に比べて大きく増加する見込みであることから、当該道路の走行にあたっては、環境影響評価準備書で示された環境保全措置を確実に実施し、騒音及び粉じん等による周辺の環境影響を回避するとともに、事故発生等を防止すること。

- (2) 施設稼働後における「低周波音」及び「超低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、調査位置や調査地点数等の予測及び評価の設定根拠について、その妥当性を再度検証し、結果を評価書へ具体的に記載すること。

また、地形等の地域特性や、他地域における既存の風力発電事業への「低周波音」及び「超低周波音」に係る苦情やその対応事例などを随時調査・情報収集のうえ、適切な頻度及び手法

により、事後調査を実施するとともに、事後調査の結果、影響の程度が著しいと判断された場合や、周辺住民等から苦情が申立てられた場合には、速やかに原因を究明し、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺は元来静穏な地域であり、事業の実施にあたっては、周辺住民等から騒音などに関する苦情が申立てられる可能性が否定できないことから、騒音に係る事後調査の必要性や、苦情が申立てられた場合の施設の稼働停止を含めた環境保全措置などについて再度検討し、結果を評価書へ具体的に記載すること。

【水の濁り】

降雨による雨水や工事による濁水の河川への直接流出を防止する沈砂池については、全国各地における近年の気象状況等を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨や局地的大雨が長時間続いた場合であっても、下流域の河川の水量や濁水が著しく増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を担保する容量・能力となるよう設計すること。

また、工事期間中はもとより、施設稼働後も沈砂池の定期的な維持管理・点検を適切に行い、下流域への土砂や濁水の流出を防止すること。

【動植物】

- (1) 工事の実施にあたり、環境影響評価の段階で把握していなかった希少な動植物が生育・生息している、又はその可能性が認められた場合には、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いであうえで、当該動植物への影響を回避するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) 法面等の緑化にあたっては、生物多様性を保全する観点から、専門家や関係団体等に助言・指導を仰いであうえで、外来植物を使用せず、地域固有種に配慮した在来植物により施工する計画とすること。
- (3) 事業の実施にあたり、対象事業実施区域及びその周辺において、外来生物法に基づく特定外来生物をはじめとする「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種」の生育・生息を発見した場合には、積極的な防除を行うこと。

【廃棄物】

- (1) 造成等の施工に伴い発生する残土の埋戻しや盛土等での利用にあたっては、廃棄物混入の有無、性状、土質等の調査を行い、利用可能な土砂であることを確認すること。
また、建設汚泥が発生した際には、建設汚泥と残土が互いに混合することのないように管理し、混合した場合には、全量を産業廃棄物として取扱うこと。
- (2) 排出者による再資源化（伐採木等）及びリサイクル業者への引渡し（廃プラスチック等）を予定しているものについて、有価物としての利用・売却が困難となった場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に規定する産業廃棄物処理業の許可を有する者と契約を行い、適切な処分を行うこと。

- (3) 移動式破砕施設を用いた伐採木等の破砕にあたり、破砕施設の１日当たりの処理能力（１日の稼働時間が８時間未満の場合は「１時間当たりの処理能力×８時間」）が５トンを超える場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可が必要である（元請業者自らが移動式破砕施設を所持もしくはリース契約による長期借入を行い、かつ元請業者自らが破砕を行う場合は設置許可不要）。

また、元請業者以外の者が破砕を行う場合、破砕施設の処理能力の大小に関係なく、破砕を行う者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項に基づく産業廃棄物処分業許可が必要である。

これらの許可に係る手続等には、相当の期間を要することが見込まれるため、移動式破砕施設を用いた伐採木等の破砕を行う場合には、いわき市廃棄物対策課と協議すること。

- (4) 事業終了後は、風力発電機を可能な限り速やかに撤去及び処分を行う必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。

【景観】

- (1) 「鶴石山」、「往生山」及び「芝山」などの眺望点において風力発電機の視認が予測されており、また、これら景観資源と風力発電機が同時に視認される位置関係となる見込みであることから、風力発電機の配置にあたっては、自然に溶け込むような色彩のものとするなど、主要な眺望景観の著しい阻害を回避するとともに、地元山岳会等の関係者からも広く意見を聴取のうえ、今後の計画に反映させること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺においては、「（仮称）芝山・大黒山風力発電事業」など、他の風力発電事業が計画されていることから、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測及び評価にあたっては、他の事業者と最新の情報を共有のうえ、他の事業を含めて風力発電機の視認の可否を検討し、評価書へ具体的に記載すること。

【人と自然との触れ合いの活動の場】

「芝山」、「良々堂山」及び「新田の大山桜」へのアクセスルートについては、工事用資材等の搬出入に伴う工事関係車両の走行により、現況から交通量の増加が予測されていることから、これらアクセスルートの利用者への交通影響を回避するとともに、地元関係者・関係団体等からも広く意見を聴取し、今後の計画に反映させること。

【放射線の量】

対象事業実施区域及びその周辺の土壌や樹木等には、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着等している可能性が否定できないことから、工事の実施にあたっては、対象事業実施区域の複数の地点で放射性物質の沈着等が無いことを確認するとともに、一般環境中へ放射性物質が飛散等しないようにすること。

【その他】

- (1) 事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の記載事項を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電施設導入にあたっての留意事項について」に留意すること。
- (2) 対象事業実施区域の地元自治会より、住民の安全・安心を最大限に確保する観点から、事業者、地元自治会及びいわき市による「風力発電施設の工事管理及び稼働後の運用・管理等に関する三者協定」の締結が要望されていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。
- (3) 風力発電機組立ヤードの設置にあたり、いわき市側において、3,000 m²を超える土地の形質変更が見込まれることから、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出に関して、いわき市環境監視センターと協議すること。
- (4) 対象事業実施区域は都市計画区域外であるが、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針においては、「森林保全・育成区域」に位置付けており、原則として開発を規制しつつ、再生可能エネルギー等と調和を図りながら、適切な管理、育成を図り、災害の防止対策、自然体験や交流の場としての活用、景観の維持向上等に努める区域としていることから、事業の実施にあたっては十分配慮すること。
- (5) 一定規模以上(高さ13m超又は建築面積1,000 m²超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積3,000 m²超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく、大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000 m²、工作物については高さ31m超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に、事前協議が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (6) 都市計画区域外において10,000 m²以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (7) 都市計画区域外において10,000 m²以上の開発行為を行う場合には、都市計画法に基づく開発許可が必要となる場合があることから、いわき市建築指導課と協議すること。
- (8) 対象事業実施区域には、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が含まれることから、いわき市農政流通課と協議すること。
- (9) 埋蔵文化財保護の観点から、工事中に土器などの遺物を発見した場合には、いわき市文化振興課(令和4年度、文化財課に組織改正を予定)と協議すること。